

摂津市長
摂津市教育長

森山 一正 殿
箸尾谷 知也 殿

2016年度摂津市の予算編成と 当面の施策に関する要望書

2015年11月18日
日本共産党摂津市会議員団

(はじめに)

第2次安倍政権以降の経済政策の効果は、株高や円安の恩恵を受けるグローバル企業や高所得層など一部にとどまっています。これを地域的にみれば、東京圏を中心とした大都市部における経済効果がみられる一方で、大部分の地域は依然として厳しい状況が続いています。この事態に危機感を抱いた安倍政権が掲げたのが、2014年の「地方創生」(ローカル・アベノミクス)です。

地方創生本部は昨年12月に策定した「長期ビジョン」と「総合戦略」をふまえて、地方交付税や補助金の削減をちらつかせ、全国の自治体に「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定を求めています。本市も今年度中の策定、来年度から実施する計画になっています。地方創生関連予算では、来年度の概算要求において、地方創生の深化のための新型交付金1080億円、まち・ひと・しごと創生事業費(地方財政計画)1兆円、総合戦略等をふまえた個別施策7763億円というメニューが示されています。

こうした動きとともに、昨年「地方自治法改正」「都市再生特別措置法改正」「骨太の方針2014」「日本再興計画」「国土強靱化基本計画」「国土のグランドデザイン2050」が次々とだされ、都市・地域の再編が進められようとしています。

これから、本市の「総合戦略」・「人口ビジョン」の策定作業、第5次行政改革実施計画のロードマップ、手数料・使用料の改定、職員定数見直しなど、行政課題の基本点についての計画がまとめられようとしています。国全体の大きな流れの中で、本市が、地方自治体としての役割を果たすとい立場で取組まれることを求めます。

来年度予算編成方針では、市制施行50周年を迎えるが、「さらなる50年先を見据えた未来につながる年にしなければならない。そのため、豊かで住みよいまちづくりの基本となる市民の「健康」そして「安全・安心」にしっかり取組むとともに、次の時代を支える「こども」にも重点を置いた予算編成に取り組んでいきたいとしています。この間、こども医療費助成の中学校卒業までの拡大など子育て施策をはじめ、生活道路、歩道の安全対策、市民負担軽減などの多くの要望が届けられています。こうした市民の声を以下172項目にまとめ要望書として提出いたします。ぜひ、予算編成の中で実現に向けて努力されるよう、強く要望します。

(1)「住民が主人公」の立場で清潔・公正・住民本位の市政運営を

- 1 第5次行政改革実施計画(H26～H30年度の期間)のロードマップと中期財政見通しについて、働く市民の年間平均所得がこの16年間で約74万円減少している実態を直視し、「住民の福祉の増進」を図るために全面的に再検討すること。
 - ① 今回の中期財政見通しにおける最終年度に基金が約73億円残るという試算も参考に、第5次行革項目の市民生活関連施策の廃止・縮小計画は中止すること。
 - ② 吹田操車場跡地の売却益をはじめ、今年度当初予測より約86億円という新たな財源が生まれています。この財源を「暮らしを守る財源」として活かすこと。そしてその上で、今後に必要な財政計画をつくること。
 - ③ 使用料・手数料の見直しについては、負担増につながる方向は中止すること。
 - ④ 指定管理者制度は、指針にそって、きちんとモニタリング(指定管理者、利用者)や評価を行い、公的施設としての役割が果たされているのか検証すること。
 - ⑤ 職員定数管理については、現業職場での退職不補充の考え方は撤回し、市民サービスのあり方、公的責任の果たし方という視点で再検討すること。
 - ⑥ 2年前まで、6年間、本市は公共料金を基本的に据え置きしてきました。来年度はこの立場に立つこと。そして、北摂一高い上下水道料金は値下げすること。
- 2 「協働と市民公益活動支援の指針」をもとに取組みが広がっていますが、基本問題についても、その政策立案段階から情報を公開し、市民参加で決定するシステムを構築すること。
- 3 平和首長会議の「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)ー2020年を目標とする全ての核兵器の解体」の摂津市での具体化をはかること。戦後70年の今年、安保法制(戦争法)採決を受けて、改めて、最大の暴力戦争の悲惨さを伝えていくことが重要であり、その努力を行うこと。
- 4 真の男女平等社会をめざして、第3期男女共同参画の推進とともに男女共同参画推進条例の制定を行うこと。男女共同参画アクションプラン、中間見直し、アンケート結果の精査とともに支援策の具体化を行うこと。市議会でも意見書が採択されている所得税法第56条の廃止を国にはたらきかけること。
- 5 引き続き公共事業の入札について改善を図ること。摂津市登録業者で実態のない業者(ペーパーカンパニー)等への監視を強めるとともに、入札制度の一層の透明性、公平性の確保に努めること。尚決算委員会において、公室長が「契約事務が危機的状況」と発言されたが、きちんと対応すること。
- 6 公共工事を受託した事業者の適正な労働条件確保に向け、公契約条例を制定すること。分離分割発注の実施など市内企業の育成策拡大、特に2次下請け以下についても地元業者への発注を徹底すること。

- 7 実施10年目を迎える小規模修繕工事等登録制度については、限度額の引き上げ、各担当課と業者との面談、発注件数の増大など取組まれてきたが、より公平に、平等に、公正に追求して改善を行うこと。
- 8 市債については、起債発行額が元金償還額を超えないことを基本にすべきです。そして、高金利の市債については低利への借り換えを、引き続き政府や市中銀行等に働きかける事。
- 9 総合窓口の開設や休日・夜間など時間外窓口の開設に向け検討を行うこと。その際、個人情報について責任の持てる体制で行うこと。また、窓口は市民との第一の接触の場であることから、単に事務処理だけでなく、市民の生活実態に寄り添い、支援が必要な場合は相談に乗れる体制を作ること。
- 10 今後実施する予定のマイナンバー制度は、年金情報の漏えい、関係省庁と業者の贈収賄、制度に便乗した詐欺事件など制度の本格実施前から相次ぐ問題を放置したままで市民の理解も得られていません。国に対して制度の凍結・中止を求め働きかけをおこなうこと。
 - ① 特定個人情報の取り扱いのリスクについて担当職員が充分認識し、情報漏えいを防ぐ万全の対策をとることと合わせて、危険性については職員のみならず市民にも理解されるような手段を講じること。
 - ② 制度開始にともなう市内中小企業のコスト負担や影響の実態など、状況把握に努めるとともに、制度に便乗した詐欺被害を防ぐ対策についても講じていくこと。
 - ③ 市独自の拡大利用やカード利用の義務付けなどはおこなわず、市民に対してカードを所持しないことによる不利益を及ぼさないように努めること。
- 11 市民の参政権を保障する立場から、投票所の環境改善を図り、安易な統廃合を行わないこと。
 - ① 期日前投票所の増設、臨時期日前投票所の開設日数を増やすこと
 - ② 18歳選挙権実施にあたり、若年層の投票率アップに効果的な啓発をおこなうこと。
 - ③ 身体的理由などにより投票所に行くのが困難な有権者の投票権を保障するために、投票所の環境を整備すること。病院、介護施設など施設内投票。郵便投票制度の周知を徹底するとともに、利用しやすい制度にするよう国に働きかけること。
 - ④ この間、統廃合された地域の投票行動等を検証し有権者の投票抑制を招かないよう注視していくこと。
- 12 旧三宅・味舌小学校の跡地については売却を基本とした報告書をまとめたが、この間地域コミュニティの拠点として利用され、また災害時の避難地としても重要な場所であり、売却せずに、存続し活用をはかるべきです。そのために、情報を公開し、各種団体やPTA・地元住民と一緒に検討すること。

(2)くらしと健康を守る社会保障の充実を

(保健衛生関連)

- 13 摂津市独自で実施している入院時食事療養費助成(子ども医療費、ひとり親家庭医療費、障害者医療費)を継続するとともに、国・府に助成の復活を求めること。
- 14 健康診断の受診率向上に努め、保健センターでの土日検診や各医療機関でのセット検診など体制充実を図ること。乳がん・子宮がん検診などは、申し込みに早期に対応できるよう体制を整えること。
- 15 今後とも、季節的に問題になってくるインフルエンザや熱中症予防などでは、適切な情報発信や迅速な対応を行い、市民の健康を守る対策を十分に講じること。
- 16 地域的に不足している医療機関(診療科目)の把握に努め、誘致や新たな開業の働きかけなど医師会との連携強化を進めること(有床診療所、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、神経内科など)。産婦人科は、入院助産や生活保護制度の指定を受けている医療機関の誘致・開業の働きかけに務めること。
- 17 三島救命救急センター、千里救命救急センターに対する財政的援助の強化を大阪府に求めるとともに、近隣市や医師会とともに2次医療圏の救急医療体制の強化に力を注ぐこと。
- 18 吹田操車場跡地の「健康・医療のまちづくり」においては、市民の健康づくりと地域医療の充実を基本とし適切な情報提供を積極的に行うことと併せて混合診療の導入など「医療特区」による規制緩和の持ち込みは行わせないように注視すること。

(国民健康保険関連)

- 19 国と府が推進する国保の都道府県化では、国保の制度矛盾など根本的な解決にならず、医療費の増大、高齢化問題も解決できない。国の負担の拡大と国保の都道府県化の撤回を求めること。
- 20 国保特別会計への一般会計からの繰り入れを増やし、保険料の引き下げを行うこと。
- 21 18歳以下までは正規保険証を無条件で発行すること。
- 22 国保運営協議会の諮問内容をもとに戻して、保険料改定など重大な要綱の変更はすくなくとも国保運協や議会にはかること。
- 23 国保でも傷病手当制度や出産手当金制度の創設、埋葬料なども他の保険並みに引き上げるよう国に求めること。
- 24 保険料減免及び医療費一部負担金減免は、当面生活保護基準1.3倍まで拡大すること。一部負担金減免制度は6ヶ月までという期間の定めを無くし、通年使えるようにすること。
- 25 限度額認定証は保険料の滞納に関係なく、申請に対して速やかに発行すること。

- 26 憲法25条を遵守し、生活保護受給者に保護開始以前の滞納保険料は執行停止すること。自主返納の強要を行わないこと。

(高齢者福祉関連)

- 27 廃止された老人医療費助成制度を元に戻すこと。
- 28 地域包括支援センターは、市内高齢者の実態に応じ、条例の範囲にとどめることなく、職員体制の強化を行うこと。できるだけ正規職員として採用すること。
- 29 後期高齢者医療保険制度は2年毎の保険料値上げ、保険料・窓口負担の軽減措置の廃止など、当事者、扶養者の負担が増大し続けている。国に対し、制度改悪に反対し、制度の廃止を求めること。
- 30 公衆浴場(3カ所)と介護施設(2カ所)で実施されているふれあい入浴制度を廃止し、見直そうとの計画ですが、現行制度を残すことを前提に回数を増やす事や安威川以南地域でのスーパー銭湯の割引券発行、バリアフリー化の推進とデイサービス入浴としての活用など検討すること。
- 31 民間賃貸住宅家賃助成制度の所得制限をなくし、家賃限度額と助成額の増額を。住宅改造費助成制度の廃止計画は撤回するとともに支給額の引き上げを行うこと。UR鳥飼野々2丁目団地の借り上げ住宅の設置の検討を行うこと。市営鳥八町団地の立て替えも計画しているが、公的賃貸住宅を多くの方に提供するという役割も勘案して、建替え戸数についても検討すること。
- 32 ひとり暮らし高齢者に対する実態に見合った支援を充実させること。愛の一声訪問事業の回数を元に戻し、様々な見守りの体制を整えること。緊急通報装置事業の基準を緩和し、対象者を拡大すること。鍼灸補助は現在の事業を継続すること。
- 33 紙おむつ支給対象を長期入院、介護施設入所でも使えるようにすること。
- 34 街角デイハウスなどの活動に対する補助金の増額を府へ働きかけるとともに、市として廃止せず継続すること。

(介護保険関連)

- 35 介護保険会計に市独自の繰り入れを行い、保険料の減免、利用料の負担軽減など制度改善を行うこと。新たに導入された利用料2割負担に対して、独自の軽減・救済措置を行うこと。
- 36 要支援者に対する訪問介護・通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えることなく、総合事業への移行後もすべての要支援認定者が現在と同じサービスが継続して利用できるようにすること。また、被保険者に対し、これまでと同様に要介護認定申請の案内をし、基本チェックリスト等によって認定申請の機会を奪わないようにすること。
- 37 認知症高齢者や介護が必要な当事者・家族の相談支援などいっそう充実させ、地域での孤立を防ぎ、虐待などにつながらないよう見守り等の体制を強化すること。

- 38 介護労働者の低賃金、劣悪な労働条件の改善に向け引き続き国に対して働きかけること。総合事業への移行に当たっても指定事業者が提供するサービスの現行基準を緩和させず、サービスの提供に必要な総事業費を確保すること。
- 39 利用料2割負担導入、施設利用者の食事・部屋代補助の要件改悪、特別養護老人ホームの軽度者排除、要支援認定者の介護給付外し等、今回の介護保険制度の改悪を撤回し、元に戻すよう国に求めること。
 - ① 食事・部屋代補助の申請を萎縮させる、金融機関調査や調査への同意書取り付けを行わず、窓口の対応は威圧的にならないようにすること。
 - ② 特別養護老人ホームの入所については今後も要介護1・2の人も対象者とし、待機者としてもカウントすること。
 - ③ 新総合事業では、要支援者が本人の希望で現行どおりのサービスを受けられるようにすること。
 - ④ 介護事業所の報酬は現行通り、もしくはそれ以上を保障し、事業所の経営難による撤退・廃止が起こらないようにすること。
- 40 ひき続き、要介護者が障害者控除認定書によって障害者控除の対象となつて税申告ができることを周知徹底し、発行手続きを容易にすること。

(障害者福祉関連)

- 41 重度障害者医療費助成制度の対象に精神障害も加えるよう制度の拡充をおこなうこと。
- 42 国連障害者の権利条約が批准された。それに見合うような国内法の整備を国に働きかけること。
- 43 65歳以上の方に対して機械的に介護保険サービスに移行するのではなく、当事者の実態に即して継続したサービスが受けられるようにすること。また、介護保険サービスに余儀なく移行されるときに費用負担については非課税世帯の方は無料になるよう補助をおこなうこと。
- 44 障害当事者や支援団体などの活動や交流の拠点となる「障害者センター」事業の計画的な推進、整備を行うこと(旧男女共同参画センター1階だけでは不十分)。
- 45 府営住宅と同じく、市営住宅を障害者のケアホーム・グループホームとして使用できるように枠を設けること。引き続き日中活動の場やくらしの場、相談支援など障害のある人の地域生活を豊かにする上で、必要な支援を拡充させること。
- 46 障がい者支援事業所の職員の待遇改善を図ること。事業所支援を行うこと。
- 47 働く場の確保、就労支援について、障害者雇用率を引き上げるよう市内企業に対して働きかけを行うこと。ダイキンサンライズの出資者として、被雇用者の待遇、労働条件の改善を働きかけること。

(その他生活関連)

- 48 生活保護行政は、生活困窮者自立支援法の精神を活かして就業支援を行うとともに、就業困難を理由とする生活保護申請に対し、窮状と実情をふまえ、法の精神に基づいて保護の適用を行うこと。ケースワーカーの資質向上に努め、増員を図ること。国の生活保護基準の引き下げ、住宅扶助限度額引き下げ、冬期加算見直しの撤回を求めること。新基準の適用にあたって利用者の不利益、権利侵害、転居の強要などを行わないこと。
- 49 府の生活資金貸付制度については熱中症対策としてエアコン設置費用が支援項目になったことを市民に知らせるとともに、保証人制度の廃止や限度額の引き上げを行い市民が利用できる制度になるように働きかけること。また、市独自の「生活資金貸付制度」を復活実施すること。生活保護、低所得の高齢者に熱中症予防の観点から、冷暖房機器の設置費用の助成を行うこと。
- 50 ホームレス特別措置法に基づきホームレスの命を守る対策を講じること。緊急の生活保護の適用を行い、厳冬期・熱暑期における3市1町、市独自でも緊急空きベッドの確保、公営・民間の空き部屋の活用、日用品支給の補助を拡充すること。
- 51 府が廃止した生活保護世帯への夏・冬季見舞金の復活を働きかけること。老齢加算の復活を国に働きかけること。
- 52 住民税の減免については、経済的な状況変化(収入の激減)や公私の扶助(所得基準を定めて低所得者の扶助認定者など)にも対応できるように要綱を作成し、実施すること。
- 53 市民税の申告は、自主申告権を侵害せず、相談については、市民の立場に立った親切丁寧な対応を行うこと。また、市民の社会的立場を尊重し、勤務先・得意先などへの問い合わせは行わないこと。
- 54 市税・国保料等の滞納分の差押え問題については、
 - ① 差押禁止財産は、預金口座に入ったものも含め、差押えないこと。
 - ② 分割納付中の差押は行わないこと。
 - ③ 滞納金額の2年完納を強要せず、対象者の生活実態の把握に努め、市民に寄り添った対応をすること。「2年で滞納を解消できない場合は差押」というやり方を改め、差押は極力行わないこと。
 - ④ 2016年度からの「地方税における猶予制度の見直し」に関しては、「納税者の負担の軽減」が趣旨であることを十分踏まえた条例制定、運用を行うこと。

(3) 地元商工業・農業の振興と地域経済の発展を

- 55 景気をさらに悪化させる消費税10%への増税は、中止するよう国に求めること。

- 56 大規模小売店出店の規制を行うこと。大規模な事業所の出店、閉鎖、移転、縮小は、地域経済と自治体に大きな影響をおよぼします。京都市のまちづくり条例のように1000平米以上の事業所との連携協議を行えるしくみをつくること。
- 57 中小企業振興条例を策定し、具体化を図ること。特に小規模企業振興基本法を踏まえ、工場家賃や機械リースへの補助事業など、小規模事業所にとって有効な支援策を行うこと。
- 58 市独自の融資制度は預託金の増額などで、融資限度額の引き上げや返済期間の延長など更なる改善を図ること。市中銀行による貸し渋り、貸しはがしの実態の把握に努め、本市としてその手だてを講ずること。
- 59 市内事業者の仕事を増やし経済効果も高い「住宅リフォーム助成制度」「商店リフォーム助成制度」「住宅用太陽光発電設置助成制度」等を創設し、耐震補強やバリアフリーの助成と併用して総合的に活用できるようにすること。
- 60 企業立地等促進奨励金の交付企業に対し、市内の雇用状況、市内の下請け企業への発注状況等を調査し、来年度の見直しに当たっては、市内での正規雇用や市内企業への下請け発注等、市内産業の振興・活性化へ寄与するように改善すること。
- 61 先のTPPでの大筋合意は、重要5項目(コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖)を含めた関税撤廃など農業を犠牲にして日本の経済主権をアメリカ、多国籍企業に売り渡すものです。「大筋合意」といいますが、決着したわけではありません。これから協定文書の作成、調印、各国の批准、国会承認がありますが、この協定書の作成作業から撤退し、調印は中止すべきだということ国に働きかかせること。
- 62 今年4月に制定された「都市農業振興基本法」にもとづき、市内農地を防災上、都市計画上、生活環境上からもいっそう積極的に保存、活用、拡大するための施策を検討すること。そのうえで、多くの市民が利用できるようなシステムを構築するとともに、農地所有者にたいする更なる支援措置を積極的にすすめること。
- 63 市民農園のさらなる拡大、学習田など市が市内農地を積極的に活用する施策をすすめること。市民だれもが利用できるようなシステムを構築するとともに、農地所有者にたいする更なる支援措置を積極的にすすめること。

(4) 環境を守り快適で住みよい街づくりを

- 64 地盤沈下の未然防止のため、新幹線鳥飼基地内におけるJR東海の地下水くみ上げについては、協定書を遵守させ、行わせないこと。
- 65 環境重視の街づくりを具体的に推進するためにも、吹田市のように環境アセスメント条例を制定すること。
- 66 太陽光発電設備設置に対する助成など自然エネルギー推進の施策を行うこと。

- 67 一時避難場所として、民間企業等と防災協定の締結増加に取り組むこと。洪水ハザードマップも活用し地域住民とともに避難計画を具体化すること。また、福祉避難所を適切に確保すること。
- 68 大阪府800万人避難訓練のHPで示されたような、知的障害のある方や外国人にも解りやすい「やさしい日本語表記(総務省推奨)」を使った避難指示の導入を。「やさしい日本語表記」を障害者制度の紹介、市民課窓口案内にも順次導入すること。
- 69 安威川以南の雨水管線の整備を東別府につづき急ぐこと。
- 70 ゲリラ豪雨対策として、雨水幹線の整備、日常的な土のうの配備をはじめ市民の側からみた緊急対応策の具体化を。豪雨対策として、市内河川の浚渫とポンプ施設そのものの浸水対策と非常用電源の設置を行うこと。
- 71 大気汚染、放射線測定など環境観測の地点の拡大と検査項目の充実など、府へ働きかけるとともに、市独自でも行なうこと。
- 72 廃棄物処理の広域化は、自治体の責任を堅持し、環境改善、ごみ減量を基本としつつ対等平等で検討、準備をすすめること。摂津市のごみ減量の到達を後退させないこと。摂津市単独での一般廃棄物処理基本計画の27年度見直しは減量推進審議委員会等にも検討を図り、広域化にあたっての住民への情報公開を行い、住民への協議、双方住民の納得と合意をすすめること。市民への負担は避けつつ経済効率一辺倒で環境施策の後退をさせないこと。双方の施設活用、リサイクルプラザ等の有効活用を図ること。ごみ処理の基本は自治体に責任がある。中間処理、運搬、ごみ収集等の民間委託拡大を止めること。
- 73 府下でも大型の焼却施設が多い町であり、ダイオキシン対策を大阪府まかせにせず、かつてダイオキシン汚染を起こした大阪クリーンテック(株)をはじめ、焼却施設の実態把握と監視を大阪府と連携しつつ主体的に取り組むこと。
- 74 ごみ収集業務の民間委託拡大はやめること。市内収集業務の7割に拡大された民間委託業務の検証を行うこと。
- 75 事業所のゴミ減量と商品の過剰包装をあらためるよう指導を強化すること。
- 76 ごみ分別の徹底のために、定期的な組成調査の実施と業者指導の徹底をおこなうこと。
- 77 特定家電リサイクル法に基づく回収費用を中小業者や消費者の負担を減らすように改善すること。
- 78 住宅・建築物耐震促進計画にもとづき、公共施設と民間住宅の耐震化促進に引き続き力を入れて取り組むこと。また、計画の更新にあたっては木造建築物の耐震化促進事業など実態に即した具体的対策が盛り込まれるよう努力すること。
- 79 局部的豪雨時に対応するためにも安威川流域の支川を含め総合的な治水対策を検討するよう関係機関に働きかけること。とりわけ堆積土砂の浚渫も早急におこなわれるようにすること。

- 80 開発協議基準の指導を強化するため、
- ① ミニ開発についても可能な限り公共空地などの確保をさせること。
 - ② 民法上の隣接空間の確認書をもらうことを徹底させること。
 - ③ 中心後退や市道などの不法占拠の実態を把握し、厳正に対処すること。
- 81 マンションの開発にあたっては、駐車場の100%確保と管理人を必ずおくように、引き続き指導、監督すること。
- 82 ひきつづき全市的な緑化を促進するとともに、淀川河川敷の早期整備を働きかけること。
- 83 市立第6集会所(旧一津屋公会堂)は、摂津市指定有形文化財第1号に指定されている芝居小屋であり、さまざまな活用を図ること。
- 84 市立第27集会所(東別府2丁目)の移設・建て替えを。
- 85 市営鳥飼野々住宅跡地のコミュニティセンター構想について、意思決定段階から住民参加を徹底し、児童センター機能をもつ地域コミュニティ施設設置に向けた取り組みを早期に具体化すること。
- 86 大津市が実施している「地域猫活動支援事業」を参考に野良猫対策を検討すること。
- 87 西洋タニシなど生態系を壊す生物の調査、駆除を。対策について農業委員会や河川管理者、水路管理者と連携、協力をはかること。

(5)安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を

- 88 市内全域でバリアフリーのまちづくりを進めること。全市的に府・市道の歩道の拡幅、段差の解消を促進するとともに、自動販売機、違法駐車、違法出店、廃車放置、電柱など歩道上の障害物を撤去すること。
- 89 耐震性貯水槽の増設、消火栓の整備など消防力の強化をはかること。
- 90 防犯灯や道路灯の新增設やLED化の促進と、その後の維持管理体制を整備すること。
- 91 耐震性も考慮した内容で、水道管本管から各家庭のメーターボックスまでの13mm管を20mm管に計画的に取り替えること。また、鉛管の取り換えについても早急かつ計画的に進めていくこと。
- 92 公共施設巡回バスについては、全市的な市民の足確保の視点で拡充すること。鳥飼野々2丁目公団住宅付近に停留所の設置を。また土日や祝日にも運行すること。
- 93 市内循環バスについては引き続き利便性の向上に努め、敬老パスなど料金の免除、減額の制度を検討し実施すること。
- 94 路線バスのバス停において、ベンチ設置をバス会社に働きかけること。また歩道幅員や設置場所など条件整備を検討し、可能なところには摂津市が主体的に設置していくこと。

- 95 市内危険個所の総点検を行い改善の基準をつくり、交通事故一掃の取り組みをおこなうこと。通学路危険個所総点検の結果の報告も行き、計画的に整備すること。
- 96 今後ともJR・阪急各駅の自転車置き場の増設をはかること。またラック式置場、バイク(特に50cc超)置き場を増設を検討すること。
- 97 JR千里丘西口の交通混雑解消については、引き続き吹田市やマンション開発業者への働きかけもおこない取り組みをすすめること。
- 98 香露園地域からコミュニティプラザへの避難路の確保を。
- 99 南千里丘のコノミヤ前交差点を歩車道分離の信号に変更を。
- 100 都市計画道路廃止後の府道の安全対策を府に働きかけること。
- 101 府道大阪高槻線の危険箇所の総点検を行い、歩道の拡幅、段差の解消をひきつづき府に働きかけること。
 - ① 鳥飼八防1丁目バス停留所付近の拡幅と鳥飼野々から鳥飼中區間及び鳥飼八防2丁目の歩道の拡幅と段差の解消を行うこと。
 - ② 鳥飼野々1～鳥飼下1及び鳥飼八防2丁目の歩道拡幅、段差の解消。
 - ③ 別府交差点から南別府新幹線下の歩道の整備をおこなうこと。
- 102 府道正雀一津屋線の道路拡幅や歩道整備について府に働きかけること。
 - ① ライフ周辺の歩道の安全対策を図ること。
 - ② 第4中学校前から別府交差点までの歩道確保と鉄板蓋(一部のみ実施)の取替をすること。
 - ③ 安威川橋側道歩道橋の路面滑り止めを改修すること
- 103 ひきつづき市道新在家鳥飼中線の歩道の段差解消など安全対策を講じること。
- 104 市道南別府鳥飼上線の通行車両対策(時間規制、速度規制などの徹底)を摂津警察署に強く働きかけるとともに堤防の草刈りをこまめに行い安全対策をはかること。
- 105 市道南別府鳥飼上線の通行車両対策(時間規制、速度規制などの徹底)を摂津警察署に強く働きかけるとともに堤防の草刈りをこまめに行い安全対策をはかること。
- 106 鳥飼八防交差点改良や歩者分離信号の設置など抜本的な安全対策を講じること。
- 107 鳥飼八防交差点改良や歩者分離信号の設置など抜本的な安全対策を講じること。
- 108 市道鳥飼八防鳥飼上線の鳥飼野々3丁目付近の排水溝の整備を。
- 109 市道鳥飼上21号線、24号線の速度規制など安全対策を。
- 110 市道鳥飼八町8号線(水路にふたして設置されている道路)のスピード規制、飛び出し防止など安全対策を。

- 111 鳥飼野々3丁目、西面緑地について、
- ① 定期的な高木の剪定、落ち葉の清掃を行うこと。
 - ② 車道と歩道間の低木について、見通しを悪くしないように定期的に伐採すること。
- 112 府道八尾茨木線(五久交差点～宮鳥橋)歩道、雑草の定期的伐採を府に働きかけること。
- 113 鳥飼北小学校周辺道路の速度、重量、違法駐車等の交通規制強化を摂津警察へ強く働きかけるとともに、歩道の拡幅や横断歩道の整備等児童の安全対策をはかること。
- 114 千里丘44号線、78号線における安全対策は、地元住民の意見をもとに約束した内容を引きつづき厳守すること。
- ① 通学路もあることから、速度・通り抜け規制の強化を。
 - ② 山田川公園への横断歩道の設置を。
- 115 桜町1丁目の大建コーポB棟前のT字路にカーブミラーの設置を。
- 116 旧香露園ファミリーマート南側の一方通行道路、香露園ヘルシーバス千里丘(銭湯)北側東西道路香露園17番地先美容室エクボ前道路などの舗装を。
- 117 サンドライビングスクール前交差点への信号機の早期設置を。
- 118 府道千里丘寝屋川線の昭和園地域トーカン工業グランド側に歩道の確保を。また、府道千里丘寝屋川線の千里丘東1、2丁目地域内側溝部分の改善を。
- 119 千里丘東3丁目の小坪井橋の改修を。
- 120 千里丘2丁目14の2、3地先の歩道の勾配改善を。
- 121 竹の鼻ガード、坪井ガードの歩行者安全対策・雨漏り防止・浸水対策を。
- 122 正雀駅前のバリアフリー整備を含め安全対策をいそぐこと。
- 123 一津屋2丁目16-25地先、通学路にカーブミラーを。
- 124 市民文化ホールの駐輪場(屋根付き)を整備すること。
- 125 正雀3、4丁目地域の道路敷(私道)で整備されていない箇所が多く、放置されているが、地元との協議、協力をうけ整備すること。特に正雀3丁目3番地域を。
- 126 正雀2丁目12番5地先、薫英学園側にカーブミラーの設置を。
- 127 市内の公園トイレにおいて高齢者や障害者の使用を考慮し、可能なところから洋式化や多機能トイレの設置に取り組んでいくこと
- 128 鶴野1丁目、安威川右岸線の安全対策を。

- 129 鶴野2、3丁目境界、青少年広場から4丁目に伸びる市道の歩道は、植え込みによって狭小になっている。車椅子などが通れるように、凹凸や段差の改善を行なうこと。
- 130 千里丘三島線、三島3丁目17番地付近歩道の拡幅、整備をすること。
- 131 阪急摂津市駅前にバス停のベンチ増設、公衆トイレ、郵便ポストなどを設置すること。
- 132 摂津市駅北側出入り口付近(千里丘東4丁目側)、千里丘東3丁目1番地角にカーブミラーを設置すること。

(6) 子育て、学校教育、社会教育の充実を

- 133 「子どもの権利条約」の理念に基づき児童・生徒の人権を尊重すること。いっさいの暴力・体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントのない教育環境づくりを行うこと。
- 134 「いじめ」「不登校」対策では、学校と保護者との信頼関係を築くことを重視すること。常勤の心理スクールカウンセラーを配置し相談室を設け、丁寧な対応に努力すること。
- 135 「日の丸・君が代」の学校現場への押しつけ、強制はしないこと。子どもたち・保護者・教職員の内心の自由を保障すること。
- 136 道徳教育については特定の指導計画・教材等を押し付けないこと。「私たちの道徳」の使用を強制しないこと。
- 137 今日、部落問題は基本的に解消しており、「人権教育」の名による「同和教育」「解放教育」を行わないこと。
- 138 全国学力テストに参加しないこと。国にその中止を求めること。
- 139 全国学力テストの「調査結果」を学校別を含め公表しないこと。大阪府に対して公表しないように求めること。
- 140 市独自の一斉学力調査は中止すること。
- 141 各学校に対して「全国学力テスト」の順位を上げるための「対策プラン」づくり等を押し付けないこと。
- 142 学習指導要領は大綱的な基準であることを確認し、各学校の教育課程編成権を尊重すること。学習指導要領の抜本的見直しを文部科学省に求めること。
- 143 就学援助金制度の認定基準を引き上げること。支給費目にクラブ活動費を追加し、入学準備金等の支給時期を年度当初に早めること。中学校給食の給食費も支給対象にすること。
- 144 公立高校授業料の無償化の継続と私立高校授業料の実質無償化を国・府に働きかけること。

- 145 少人数学級の拡大を国や府に要望すること。小学校1年生等補助教員の配置を今後とも継続すること。本市独自でも35人学級の実施を検討すること。
- 146 障害をもつ児童・生徒を含めて実質40人をこえる学級の解消をはかること。
- 147 教職員の労働条件を改善し、教職員の増員や現行の配置基準の抜本的見直しを国や府に働きかけつつ、定数確保と産休などの欠員補充をすみやかに行うこと。授業に穴を開けないこと。教職員の勤務時間など実態調査を行うこと。
- 148 教職員の「評価育成システム」や「授業アンケート」を中止すること。またメンタルヘルスの対策を行なうこと。
- 149 宿泊を伴う学校行事すべてに付き添い看護師を配置すること。
- 150 学校給食について
- ① 調理業務の民間委託、調理員の退職者不補充の方針を見直し、直営・自校調理で安全安心の給食を実施すること。
 - ② 委託業者の更新、開始時期を9月以降にすること。
 - ③ 委託業者の選定条件に、委託学校と同規模の食数経験ををもつことを含めること。選定委員に病院給食を実施する関係者を加えること。に栄養教諭や調理員など現場の意見が反映できるようにすること。委託事業者の更新時期を9月に遅らせること。
 - ④ 栄養教諭の全校配置へ国・府に求めつつ、市独自対応も検討すること。
 - ⑤ 安全な学校給食めざして、施設の改修、食材の検査体制を強化すること。
 - ⑥ デリバリー方式選択制中学校給食は、2015年2学期に実施したアンケート調査等を公表し、安全安心、食育の充実を前提に生徒や保護者、学校現場の要望に応えること。弁当を持ってこない生徒に栄養バランスとれた給食を提供するという導入目的の達成のために実態把握と効果的な施策を展開すること。学校現場や保護者への説明と負担軽減策を徹底すること。随時、検証を行い、問題点の改善をはかること。
 - ⑦ 中学校給食は直営・自校調理全員給食をめざすこと。
 - ⑧ アレルギーの児童に対応して、除去食を調理するための設備の拡充を図ること。
- 151 べふこども園について、保護者との協議を丁寧に行なうとともに、保育所・幼稚園それぞれの役割を果たすこと。
- 152 公立幼稚園の民営化、民間委託は行わないこと。保育時間の延長、3年保育を行うこと。
- 153 各学校・幼稚園・保育所に共通する施設改善・管理運営について、
- ① 施設の耐震化の促進、経年劣化による危険箇所の把握と安全対策を早期に実施すること。
 - ② 非構造部材の耐震化計画の策定と安全対策を講ずること。

- ③ トイレの改修を行い、洋式トイレの設置や専門業者による定期的な清掃を行うこと。
 - ④ ひきつづき特別教室へのエアコンの設置を。
 - ⑤ 各学校の警備員の配置、交通専従員の増員、警備システム・校内緊急連絡体制の整備を行うこと。
- 154 通学路の危険カ所の把握と安全対策を関係機関が連携して実施すること。
- 155 学校図書室に専任の職員、司書の配置を行うこと。図書購入費を増やすこと。
- 156 障害のある児童の教育について
- ① 障害の種別、程度に見合った必要な施設や教材の充実をおこなうこと。
 - ② 「特別支援教育」への教職員の増員をはかること。
 - ③ 指導員、障害児等支援員の体制の充実をはかること。
- 157 子ども子育て支援新制度に基づき学童保育の制度・施策を拡充していくこと。
- ① 学童保育の民間委託、民営化は行わないこと。
 - ② 希望者全員入室と保育室の確保、すしづめ状態を解消すること。
 - ③ 正規の指導者の配置を行い、身分を保障すること。
 - ④ 要支援児の受け入れを続け、4年生以降も入室できるように検討すること。人員配置など個々の実情に合わせた対応をすること。
 - ⑤ 土曜日開所の拡大。保育時間の延長。長期休暇における朝の保育時間を繰り上げること。
 - ⑥ 4年生から6年生の児童にも対象年齢を広げること。
- 158 放課後の全児童対策について
- ① 「わくわく広場」の充実にむけ、指導員の確保、開催日数の拡大等充実を図ること。また学童保育とは目的・役割・活動や生活の内容などが大きく異なることを認識し「一体化」ではなく、運用上の連携をはかること。
 - ② 放課後の児童生徒が安全にボール遊びができる空間を確保すること。
- 159 増加する児童相談等に対応できる家庭児童相談室の体制を強化すること。
- 160 味生体育館のトレーニング器具の管理維持と新規器具導入など充実をはかること。
- 161 旧鯉生野団地跡地はすべて売却しないこと。別府公民館の建替え、コミュニティセンター建設などについては、地元住民の合意のもと進めること。公民館機能を後退させないこと。
- 162 市内公民館においてエレベーター設置などバリアフリー化や耐震化など施設改善をはかること。

- 163 安威川以南地域へ第2児童センターの設置をおこなうこと。
- 164 市民プールの再建を。市営住宅用地余剰地に幼児用プールや親水施設の建設を。
- 165 4月民営化される正雀保育所において、子どもや保護者の混乱を招かないよう、十分な説明を行うとともに相談体制を整えること。保護者・受け入れ保育園・摂津市の間で連絡・協議を徹底すること。
- 166 保育所の運営は児童福祉法第24条第1項にもとづき、公的責任を果たすこと。待機児童解消は認可保育所によってはかり、詰め込みや基準の低い安易な対策によらないこと。
- 167 新制度における幼稚園、認定こども園、従来型の幼稚園についても、子どもの利益を最優先に連携を強化するとともに待機児解消へ協力を求めること。保育所の認定こども園化に際し、2号・3号こどもの定員の縮小を招かないよう指導すること。
- 168 新制度における小規模保育事業については、原則A型を基本とし、BC型からA型への移行を促し援助すること。
- 169 民間保育事業者、小規模保育事業者の新規参入に際し、安定性、継続性などチェックすること。事業撤退などによる子どもや保護者の混乱を招かないようにすること。
- 170 公立保育所の民営化および給食調理の民間委託は行わないこと。
- 171 乳幼児検診や子育て相談、疾病の早期発見のためにも保健師を増やし、体制を充実すること。伝染病など流行病に対する予防と検疫に万全を期し、無料で行うこと。
- 172 子どもの医療費助成制度を通院でも所得制限なしで中学校卒業まで対象年齢を引き上げること。国、府の制度においても対象年齢の引き上げなど制度の充実を求めること。入院時食事療養費の助成を継続すること。